

構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

企 調 第 2 5 1 号 の 1
平成 1 6 年 1 0 月 1 3 日

内閣総理大臣 様

千葉県知事 堂 本 暁 子

平成 1 5 年 4 月 2 1 日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法附則第 3 条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

記

- 1 . 変更事項
別記 1 のとおり
- 2 . 変更事項の内容
別記 2 のとおり

(別記1) 変更事項

計画本体

- 3 構造改革特別区域の範囲
- 4 構造改革特別区域の特性
- 6 構造改革特別区域計画の目標
- 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

別紙

- 4 特定事業の内容
- 5 当該規制の特例措置の内容

(別記2) 変更事項の内容

計画本体

- 3 構造改革特別区域の範囲
 - ・「松戸市、鎌ヶ谷市、白子町の全域」を追加。

下線部が変更した部分

変 更 前	変 更 後
3 構造改革特別区域の範囲 船橋市、木更津市、茂原市、佐倉市、東金市、流山市、我孫子市、富津市、印西市、白井市、栄町、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、長生村及び鋸南町の全域	3 構造改革特別区域の範囲 船橋市、木更津市、 <u>松戸市</u> 、茂原市、佐倉市、東金市、流山市、我孫子市、 <u>鎌ヶ谷市</u> 、富津市、印西市、白井市、栄町、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、長生村、 <u>白子町</u> 及び鋸南町の全域

4 構造改革特別区域の特性

- ・変更後の構造改革特別区域の範囲である船橋市、木更津市、松戸市、茂原市、佐倉市、東金市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、富津市、印西市、白井市、栄町、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、長生村、白子町及び鋸南町の特性として、記述を変更。

変 更 前	変 更 後
4 構造改革特別区域の特性 (4) 構造改革特別区域の範囲である	4 構造改革特別区域の特性 (4) 構造改革特別区域の範囲である

変 更 前	変 更 後
<p>船橋市、木更津市、茂原市、佐倉市、東金市、流山市、我孫子市、富津市、印西市、白井市、栄町、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、長生村及び鋸南町の特性</p> <p>我孫子市には、知的障害者サービス事業所が無い。佐倉市、東金市、印西市、白井市及び栄町には、知的障害者サービス事業所及び身体障害者サービス事業所が無い。木更津市、流山市には、知的障害者サービス事業所及び障害児サービス事業所が無い。また、茂原市、富津市、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、長生村及び鋸南町では知的障害者サービス事業所、身体障害者サービス事業所及び障害児サービス事業所が無い状況である。</p> <p>このため、これら16市町村の区域で生活する障害者の方々は他の市町村のサービスを受けるか若しくは受けていない状況である。</p> <p>さらに、当区域においては、以下のような特性がある。</p> <p>当区域の障害者からは各市町村内でサービスを受けたいという強い要望が上がっている。</p> <p>船橋市、木更津市、茂原市、佐倉</p>	<p>船橋市、木更津市、<u>松戸市</u>、茂原市、佐倉市、東金市、流山市、我孫子市、<u>鎌ヶ谷市</u>、富津市、印西市、白井市、栄町、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、<u>長生村</u>、<u>白子町</u>及び鋸南町の特性</p> <p>我孫子市には、知的障害者サービス事業所が無い。佐倉市、東金市、印西市、白井市及び栄町には、知的障害者サービス事業所及び身体障害者サービス事業所が無い。木更津市、流山市、<u>鎌ヶ谷市</u>には、知的障害者サービス事業所及び障害児サービス事業所が無い。また、<u>松戸市</u>、<u>茂原市</u>、富津市、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、<u>長生村</u>、<u>白子町</u>及び鋸南町では知的障害者サービス事業所、身体障害者サービス事業所及び障害児サービス事業所が無い状況である。</p> <p>このため、これら<u>19市町村</u>の区域で生活する障害者の方々は他の市町村のサービスを受けるか若しくは受けていない状況である。</p> <p>さらに、当区域においては、以下のような特性がある。</p> <p>当区域の障害者からは各市町村内でサービスを受けたいという強い要望が上がっている。</p> <p>船橋市、木更津市、<u>松戸市</u>、<u>茂原</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p>市、東金市、流山市、我孫子市、富津市、印西市、白井市、栄町、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、長生村及び鋸南町としても、障害者サービスの充実を図ることにより、障害者（児）施策の充実を図る意向がある。</p> <p>このような状況を踏まえると、当計画の推進に当たり、千葉県においては、船橋市、木更津市、茂原市、佐倉市、東金市、流山市、我孫子市、富津市、印西市、白井市、栄町、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、長生村及び鋸南町の全域から規制の特例措置の適用を図っていく必然性があるものと判断される。</p>	<p>市、佐倉市、東金市、流山市、我孫子市、<u>鎌ヶ谷市</u>、富津市、印西市、白井市、栄町、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、長生村、<u>白子町</u>及び鋸南町としても、障害者サービスの充実を図ることにより、障害者（児）施策の充実を図る意向がある。</p> <p>このような状況を踏まえると、当計画の推進に当たり、千葉県においては、船橋市、木更津市、<u>松戸市</u>、茂原市、佐倉市、東金市、流山市、我孫子市、<u>鎌ヶ谷市</u>、富津市、印西市、白井市、栄町、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、長生村、<u>白子町</u>及び鋸南町の全域から規制の特例措置の適用を図っていく必然性があるものと判断される。</p>

6 構造改革特別区域計画の目標

- ・構造改革特別区域の範囲の変更に伴い、記述を変更。

変 更 前	変 更 後
<p>6 構造改革特別区域計画の目標</p> <p>すなわち、千葉県内79市町村のうち、現在、知的障害者サービスがあるのは、8市町村に12施設、また障害児サービスがあるのは、22市町村に27施設であるため、知的障害者サービス及び障害児サービスを自らの市町村内で受けられない市町村が、それぞれ</p>	<p>6 構造改革特別区域計画の目標</p> <p>すなわち、千葉県内79市町村のうち、現在、知的障害者サービスがあるのは、8市町村に<u>13</u>施設、また障害児サービスがあるのは、22市町村に27施設であるため、知的障害者サービス及び障害児サービスを自らの市町村内で受けられない市町村が、それぞれ</p>

変 更 前	変 更 後
<p>れ71団体及び57団体ある。特定事業を活用することによって、それらの団体において自らの市町村内で知的障害者デイサービス及び障害児デイサービスを受けられるよう拡大を図ることが可能になる。</p> <p>当計画の推進に当たっては、適用事業者及び関係市町村の意向等を踏まえ、当面、その区域を船橋市、木更津市、茂原市、佐倉市、東金市、流山市、我孫子市、富津市、印西市、白井市、栄町、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、長生村及び鋸南町の全域として実施するとともに、同区域の他の指定通所介護事業所についても、空き状況を勘案しながら、規制の特例措置の適用を図っていく。</p>	<p>れ71団体及び57団体ある。特定事業を活用することによって、それらの団体において自らの市町村内で知的障害者デイサービス及び障害児デイサービスを受けられるよう拡大を図ることが可能になる。</p> <p>当計画の推進に当たっては、適用事業者及び関係市町村の意向等を踏まえ、当面、その区域を船橋市、木更津市、<u>松戸市</u>、茂原市、佐倉市、東金市、流山市、我孫子市、<u>鎌ヶ谷市</u>、富津市、印西市、白井市、栄町、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、長生村、<u>白子町</u>及び鋸南町の全域として実施するとともに、同区域の他の指定通所介護事業所についても、空き状況を勘案しながら、規制の特例措置の適用を図っていく。</p>

- 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果
- ・変更後の構造改革特別区域の範囲である船橋市、木更津市、松戸市、茂原市、佐倉市、東金市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、富津市、印西市、白井市、栄町、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、長生村、白子町及び鋸南町における経済的効果として記述を変更。

変 更 前	変 更 後
<p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果</p> <p>(1)経済的効果</p> <p>・当計画の区域である船橋市、木更</p>	<p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果</p> <p>(1)経済的効果</p> <p>・当計画の区域である船橋市、木更</p>

変 更 前	変 更 後
津市、茂原市、佐倉市、東金市、流山市、我孫子市、富津市、印西市、白井市、栄町、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、長生村及び鋸南町の全域においては、特定事業（906：指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業）の活用により、知的障害者サービスとの混合利用が可能となることと相まって、平成19年度までの5年間で、通所介護の供給量が1.5倍になることが見込まれる。	津市、 <u>松戸市</u> 、茂原市、佐倉市、東金市、流山市、我孫子市、 <u>鎌ヶ谷市</u> 、富津市、印西市、白井市、栄町、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、長生村、 <u>白子町</u> 及び鋸南町の全域においては、特定事業（906：指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業）の活用により、知的障害者サービスとの混合利用が可能となることと相まって、平成19年度までの5年間で、通所介護の供給量が1.5倍になることが見込まれる。

別紙

4 特定事業の内容

- ・構造改革特別区域の範囲の変更に伴い、記述を変更。

変 更 前	変 更 後
4 特定事業の内容 (2)事業が行われる区域 船橋市、木更津市、茂原市、佐倉市、東金市、流山市、我孫子市、富津市、印西市、白井市、栄町、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、長生村及び鋸南町	4 特定事業の内容 (2)事業が行われる区域 船橋市、木更津市、 <u>松戸市</u> 、茂原市、佐倉市、東金市、流山市、我孫子市、 <u>鎌ヶ谷市</u> 、富津市、印西市、白井市、栄町、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、長生村、 <u>白子町</u> 及び鋸南町

5 当該規制の特例措置の内容

- ・構造改革特別区域の範囲、及び特例措置の適用を受けることを想定している事業所の変更に伴い、記述を変更。

変 更 前	変 更 後
<p>5 当該規制の特例措置の内容</p> <p>(1)規制の特例措置の必要性</p> <p>我孫子市には、知的障害者デイサービス事業所が無い。佐倉市、東金市、印西市、白井市及び栄町には、知的障害者デイサービス事業所及び身体障害者デイサービス事業所がなく、木更津市、流山市には、知的障害者デイサービス事業所及び障害児デイサービス事業所が無い。また、茂原市、富津市、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、長生村及び鋸南町では知的障害者デイサービス事業所、身体障害者デイサービス事業所及び障害児デイサービス事業所が無い状況である。</p> <p>このため、これら16市町村の区域で生活する障害者の方々は他の市町村のサービスを受けるか若しくは受けていない状況である。</p> <p>(2)当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要</p> <p>(~ は変更なし)</p>	<p>5 当該規制の特例措置の内容</p> <p>(1)規制の特例措置の必要性</p> <p>我孫子市には、知的障害者デイサービス事業所が無い。佐倉市、東金市、印西市、白井市及び栄町には、知的障害者デイサービス事業所及び身体障害者デイサービス事業所がなく、木更津市、流山市、<u>鎌ヶ谷市</u>には、知的障害者デイサービス事業所及び障害児デイサービス事業所が無い。また、<u>松戸市</u>、<u>茂原市</u>、<u>富津市</u>、<u>栗源町</u>、<u>東庄町</u>、<u>海上町</u>、<u>睦沢町</u>、<u>長生村</u>、<u>白子町</u>及び鋸南町では知的障害者デイサービス事業所、身体障害者デイサービス事業所及び障害児デイサービス事業所が無い状況である。</p> <p>このため、これら<u>19市町村</u>の区域で生活する障害者の方々は他の市町村のサービスを受けるか若しくは受けていない状況である。</p> <p>(2)当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要</p> <p>(~ は変更なし)</p> <p><u>社会福祉法人 三誠会</u></p> <p><u>ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所</u></p> <p><u>社会福祉法人 三誠会</u> <u>松戸市根木内677番地2</u></p> <p><u>イ デイサービス事業所の名称及び住所</u></p>

変 更 前	変 更 後
	<p><u>デイサービスセンターマーシイヒル</u> <u>松戸市根木内677番地2</u></p> <p>ウ <u>指定通所介護事業所、身体障害者福祉法による指定デイサービス事業所、知的障害者福祉法による指定デイサービス事業所の別</u> <u>指定通所介護事業所</u></p> <p>エ <u>障害児を受け入れる場合にあっては当該事業所が、障害児関係施設から受ける技術的支援の概要</u> <u>障害児は、当分の間受け入れ予定なし。</u></p> <p>オ <u>要件適合性の確認</u> <u>下記のとおり、特例措置の内容における具体的な取り扱いに合致している。</u></p> <p>a <u>食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が3m²以上であること。</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>・ 4 . 3 m² / 人</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>・ 食堂及び機能訓練室の面積 ;</u> <u>1 2 7 . 7 m²</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>・ 利用者数 ; 3 0 人以内</u></p> <p>b <u>指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>利用者30人以内の施設</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>・ 生活相談員 2 人</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>・ 介護職員 9 人</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>・ 機能訓練指導員 1 人 (兼務)</u></p>

変 更 前	変 更 後
	<p>・看護職員 2 人</p> <p><u>デイサービスであるため、1日あたりの利用者は一定ではないが、指定通所介護事業所としての1日あたりの利用者は概ね15人であるので、知的障害者の受け入れは1日あたり15人程度が可能である。</u></p> <p><u>有限会社プラン・ウエスト</u></p> <p><u>ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所</u></p> <p><u>有限会社 プラン・ウエスト</u> <u>市川市八幡3丁目5番地1 - 1503号</u></p> <p><u>イ デイサービス事業所の名称及び住所</u></p> <p><u>デイサービスひぐらしのいえ</u> <u>松戸市日暮5丁目325番地</u></p> <p><u>ウ 指定通所介護事業所、身体障害者福祉法による指定デイサービス事業所、知的障害者福祉法による指定デイサービス事業所の別</u></p> <p><u>指定通所介護事業所</u></p> <p><u>エ 障害児を受け入れる場合にあっては当該事業所が、障害児関係施設から受ける技術的支援の概要</u></p> <p><u>障害児は、当分の間受け入れ予定なし。</u></p> <p><u>オ 要件適合性の確認</u></p> <p><u>下記のとおり、特例措置の内容における具体的な取り扱いに合致している。</u></p> <p><u>a 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者</u></p>

変 更 前	変 更 後
	<p>及び障害児の利用者数の合算数で除した数が3m²以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4 . 6 m² /人 ・ 食堂及び機能訓練室の面積 ; 4 5 . 7 m² ・ 利用者数 ; 1 0 人以内 <p>b 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。</p> <p>利用者 1 0 人以内の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活相談員 2 人 ・ 介護職員 4 人 ・ 機能訓練指導員 1 人 (兼務) ・ 看護職員 1 人 <p>デイサービスであるため、1日あたりの利用者は一定ではないが、指定通所介護事業所としての1日あたりの利用者は概ね5人であるので、知的障害者の受け入れは1日あたり5人程度が可能である。</p> <p>社会福祉法人 慶美会</p> <p>ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所 社会福祉法人 慶美会 市川市柏井町4丁目314番地</p> <p>イ デイサービス事業所の名称及び住所 特別養護老人ホーム慈祐苑 鎌ヶ谷市道野辺214番地4</p>

変 更 前	変 更 後
	<p>ウ <u>指定通所介護事業所、身体障害者福祉法による指定デイサービス事業所、知的障害者福祉法による指定デイサービス事業所の別指定通所介護事業所</u></p> <p>エ <u>障害児を受け入れる場合にあっては当該事業所が、障害児関係施設から受ける技術的支援の概要</u> <u>障害児は、当分の間受け入れ予定なし。</u></p> <p>オ <u>要件適合性の確認</u> <u>下記のとおり、特例措置の内容における具体的な取り扱いに合致している。</u></p> <p>a <u>食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が3m²以上であること。</u> <u>・ 3 . 5 m² / 人</u> <u>・ 食堂及び機能訓練室の面積 ;</u> <u>1 5 6 m²</u> <u>・ 利用者数 ; 4 5 人以内</u></p> <p>b <u>指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。</u> <u>利用者 4 5 人以内の施設</u> <u>・ 生活相談員 4 人</u> <u>・ 介護職員 1 0 人</u> <u>・ 機能訓練指導員 3 人</u></p>

変 更 前	変 更 後
	<p>・<u>看護職員 2 人</u> <u>デイサービスであるため、1 日あたりの利用者は一定ではないが、指定通所介護事業所としての 1 日あたりの利用者は概ね 4 0 人であるので、知的障害者の受け入れは 1 日あたり 5 人程度が可能である。</u></p> <p><u>21 社会福祉法人 優愛会</u></p> <p><u>ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所</u> 社会福祉法人 優愛会 長生郡白子町古所 5 4 2 1 番地 1</p> <p><u>イ デイサービス事業所の名称及び住所</u> <u>デイサービスセンター はまひろ</u> <u>が</u> <u>お</u> 長生郡白子町古所 5 4 2 1 番地 1</p> <p><u>ウ 指定通所介護事業所、身体障害者福祉法による指定デイサービス事業所、知的障害者福祉法による指定デイサービス事業所の別</u> <u>指定通所介護事業所</u></p> <p><u>エ 障害児を受け入れる場合にあっては当該事業所が、障害児関係施設から受ける技術的支援の概要</u> <u>障害児は、当分の間受け入れ予定なし。</u></p> <p><u>オ 要件適合性の確認</u> <u>下記のとおり、特例措置の内容における具体的な取り扱いに合致している。</u></p> <p><u>a 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者</u></p>

変 更 前	変 更 後
	<p>及び障害児の利用者数の合算数で除した数が3m^2以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5.3m^2 /人 ・ 食堂及び機能訓練室の面積； 183.9m^2 ・ 利用者数；35人以内 <p>b 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。</p> <p>利用者35人以内の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活相談員 1人 ・ 介護職員 6人 ・ 機能訓練指導員 1人（兼務） ・ 看護職員 1人 <p>デイサービスであるため、1日あたりの利用者は一定ではないが、指定通所介護事業所としての1日あたりの利用者は概ね18人であるので、知的障害者の受け入れは1日あたり17人程度が可能である。</p>